

感染した場合の療養期間と療養解除について

◎陽性の場合、発症日を0日として7日間の自宅療養（待機）とする。症状がある場合は、

症状消失後3日間を経過した後に登校可となる。

（例1）発症4日までに症状が軽快した場合

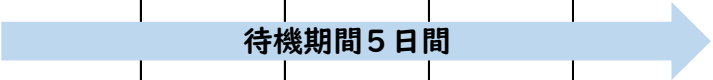
発症日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	解除日 8日
月 日	例えば、発症後4日目に症状が 軽快した場合			症状消失後3日経過				

（例2）発症7日を越えて症状が続く場合

発症日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	解除日 12日
月 日	例えば、発症後8日目に症状が 軽快した場合							症状消失後3日経過				

濃厚接触者の待機期間について

◎同居する家族が陽性となった場合、基本的に家族は濃厚接触者となり、5日間の自宅待機終了後、登校可となる。

最終接触日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	解除日 6日
月 日	待機期間5日間 					

※2日目と3日目に抗原定性検査キットで陰性が確認できた場合、3日目から登校可能となる。**(無症状の場合に限る)**

最終接触日 0日	1日	2日	3日	解除日 3日目
月 日		検査 陰性	検査 陰性	

注意：抗原定性検査キットを使用する場合は、国において薬事承認されているものをご使用ください。